

中央区ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が開設するホームページ（以下「区ホームページ」という。）に広告を掲載することにより閲覧する者への生活情報の提供を図るとともに、区の新たな財源を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 区ホームページに掲載する広告（第11条第3項に規定する広告主が指定するホームページ（以下「指定ホームページ」という。）を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項から第11項まで及び第13項に規定する営業に係るもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は意見広告に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区ホームページの公共性又は品位を損なう恐れがあると区長が認めるもの

(掲載できるもの)

第3条 区ホームページに広告を掲載できるもの（以下第10条第2項において「対象者」という。）は、国若しくは地方公共団体以外の団体又は事業を営む個人とする。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告は、規格（G I F形式又はJ P E G形式（広告に掲載するデータ形式の種類をいい、アニメーションを除く。）、天地50ピクセル（区ホームページの画面を構成する最小単位の点をいう。以下同じ。）、左右150ピクセル及び10キロバイト程度をいい、これを1広告とする。）に適合するデータを区長の指定する位置に掲載するものとする。この場合において、区長は、当該広告を指定ホームページに接続させることができるものとする。

(掲載料金)

第5条 区長は、広告の掲載料金として、第11条第3項に規定する広告主から1広告につき月額20,000円を徴収するものとする。

(掲載料金の免除)

第6条 区長は、第10条第1項の規定による申込みをする日において、次の各号のいずれかに該当するものが広告を掲載する場合は、次条第1項に規定する12月の区分の掲載に限り、最初の1月分の掲載料金を免除することができる。

- (1) 中央区版二酸化炭素排出抑制システム実施要綱（平成21年3月31日20中環環第366号）別表第4に定めるランクのうち、ゴールドのランクの適用を受けている

もの

- (2) 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業要綱（平成21年9月1日21中総総第848号）第8条第1項に定める認定を受け、同条第2項の認定期間内にあるもの

（掲載期間）

第7条 広告の掲載期間の区分は、3月、6月、9月又は12月の4区分とする。

2 前項の掲載期間は、広告を掲載する月の初日から起算して3月、6月、9月又は12月に当たる月の末日までとする。

3 区長は、前項に規定する掲載期間内に必要があると認めるときは、区ホームページを閉鎖することができる。

（掲載する広告数）

第8条 区ホームページに掲載できる広告の数（以下次条において「掲載可能数」という。）は、30の範囲内で毎年度定めるものとする。

（募集）

第9条 区長は、区ホームページに掲載している広告の数が掲載可能数に満たないときは、区ホームページ、広報紙その他の方法により区ホームページに広告の掲載を希望するものを募集することができる。

（掲載の申込み）

第10条 区ホームページに広告の掲載を希望するものは、区長が指定する日までに別記第1号様式による広告掲載申込書（以下「広告掲載申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、区長に申し込まなければならない。

(1) 区ホームページに掲載する広告の内容を明らかにする書類

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込みは、1対象者1広告までとする。

3 第6条の規定による掲載料金の免除を受けようとするものは、広告掲載申込書にその旨を記載し、区長に申請しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第11条 区長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、先着順により関係書類を審査し、掲載を適当と認めるときは別記第2号様式による広告掲載決定通知書（以下「広告掲載決定通知書」という。）により、掲載を不適当と認めるときは別記第3号様式による広告掲載不承認決定通知書により当該申込みをしたものに通知するものとする。

2 区長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、免除を適当と認めるときは承認を、免除を不適当と認めるときは不承認を広告掲載決定通知書に記載し、当該申請をしたものに通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、区長が指定する日までに、第4条に規定する規格により広告のデータを作成し、区長に提出しなければならない。

(掲載料金の納入)

第12条 広告主は、広告の掲載予定日前の区長が指定する日までに第5条に規定する月額料金の掲載決定期間の月数（前条第2項に規定する免除の承認を受けたときについては、掲載決定期間の月数に1月分の月数を減じた月数）を乗じて得た掲載料金を納付しなければならない。

(掲載料金の返還)

第13条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、区長は、第7条第3項の規定により区ホームページを閉鎖したとき、又は第15条第1項第1号若しくは第4号の規定により広告の掲載を取り消したとき（広告主の責によらないときに限る。）は、掲載料金の全部又は一部を返還するものとする。

(広告主の負担及び責任)

第14条 広告主は、第11条第3項に規定する広告データの作成に係る費用を負担するものとする。

2 広告主は、区ホームページに掲載する広告（指定ホームページを含む。）の内容について責任を負うものとする。

(掲載の取消し)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 区ホームページの更新に支障があるとき。
- (2) 広告主から広告の掲載を終える申出を受けたとき。
- (3) 広告（指定ホームページを含む。）がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により広告の掲載を取り消すときは、別記第4号様式による取消通知書により、広告主に通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ホームページ広告掲載要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ホームページ広告掲載要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用する

ことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ホームページ広告掲載要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区ホームページ広告掲載要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みがあった広告の掲載から適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区ホームページ広告掲載要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。